

土砂等を搬出・受入れする場合の汚染状況の調査と確認の流れ

土砂を運び出す者
(土木施工業者等)

盛土等を行う者
(残土処理場など)

1 土地の利用状況等の調査

① 土地利用履歴調査に活用できる情報の収集
現況地図、写真、過去の国土地理院地図、過去の航空写真、土地・建物の登記簿、行政保有情報など のいずれか
(ヒアリング調査の結果の使用も可能)

② 汚染のおそれがある土地の分類 (下表) への該当を確認

状況	住宅、山林、田畑等、土砂基準物質の使用等がされていないことが明らかな土地	土砂基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地 (工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等)	a 及び b 以外の土地 ・土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地 ・過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地
区分	汚染が存在するおそれがないと認められる土地 a	汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 b	汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 c

【提出する書類】

- ・土砂等発生元証明書 (様式第13号) ※
 - ・土地の利用状況等の調査結果書 (参考様式第2号)
 - ・土地の使用履歴 (参考様式第3号)
- 道路地図等 + ①で収集した情報**
- ※ホームページの記載例を参考にしてください。

◎ 1及び3の調査を盛土等を行う者が実施しても構いません。

2 調査結果の確認

1の②の区分が正しいと認められるかを確認

認められる

認められない

3 土壌調査 (分析調査)

- ア ②の結果、**b**と確認された場合
- ・調査項目 使用していたことが把握された物質
 - ・調査頻度 900m³毎に1回調査
- イ ②の結果、**c**と確認された場合
- ・調査項目 使用していたことが把握された物質
 - ・調査頻度 100m³毎に1回調査
- ウ ①②を行わずに3から行う場合
- ・調査項目 土砂基準29項目
 - ・調査頻度 100m³毎に1回調査

4 調査結果の確認

3のア～ウの調査項目、調査頻度で分析が行われ、基準値以下であるかを確認

認められる

【提出する書類】

- ・土砂等発生元証明書 (様式第13号) ※
- ・土地の利用状況等の調査結果書 (参考様式第2号)
- ・土地の使用履歴 (参考様式第3号)
- ・分析結果及び計量証明書

土砂等の受入れ

※ 盛土等を行う者が許可を受けている場合に提出する。